

静岡県くらし・環境部
県民生活局県民生活課 御中

第2次静岡県消費者行政推進基本計画（案）への意見

静岡県生活協同組合連合会
会長 吉田 敬哲

日頃の消費者行政の推進に向けた活動にお礼を申し上げますとともに、計画案に意見を上げさせていただきます。

1. 第3章1自ら学び自立する消費者の育成の重点課題について

全国で12の適格消費者団体が立ち上がっていますが静岡県にはありません。将来的な適格消費者団体の立ち上げを促進するためにも、弁護士会や司法書士会と消費者団体の連携が欠かせません。消費者団体への活動支援（消費者啓発の強化）を重点課題として取り組むよう要望します。

2. 第3章2安全な商品・サービスの提供による安心の確保について

「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」の施策の充実を更にすすめ、県民の安心とするためにも、食の安全・安心推進条例（仮称）の制定を要望します。

3. 第3章3消費者被害の防止と救済の指標について

案の指標は、「消費者被害の救済」を計るものとは思われません。可能であれば、あつせん事案の支払額から取り返すことのできた額の割合を指標に追加するよう要望します。

4. 第4章2県民生活センターの「センター・オブ・センターズ」としての機能充実について

県民生活センターの対応能力を高めるためにも、各自治体の相談員も含めた待遇改善・雇止め等への対策を検討するよう要望します。

5. 県民意見提出手続の期間について

1カ月程度の期間を設けることを要望します。

連絡先：静岡市葵区呉服町1丁目3-14
静岡県生活協同組合連合会・成田
電話054-253-5987